

新聞記事検索データベースから入手した新聞記事を**授業目的**で、**manaba**にアップロードすることの可否及び**印刷（複製）した記事等の配布**について、提供元からの回答は下記の通りです。

\* 本学はSARTRASに補償金の支払いを行っています。

SARTRAS→<https://sartras.or.jp/>

\* 紙の記事をスキャンしたものを授業目的で、manabaにアップロードすることは、SARTRASに補償金の支払いをしているのでいずれも可能です。

\* 第三者への記事の共有や送信、配布など不正利用がないよう管理を徹底してください。

データベース名	DB 可否	紙 可否	【回答】 manabaへのアップロード	【回答】印刷（複製）した記事等の配布
朝日新聞クロスサーチ	○	○	SARTRASに申請済みとのことですので、教育支援システム（manaba）で記事を使用いただいてもかまいません。	大学や小、中、高校などの教育機関が、授業で使うためのプリントや試験問題に本サービスの収録記事・写真等を利用する場合は、原則として朝日新聞社その他の著作権者の承諾は不要です。ただし、この場合も出所の明示は必要です。 全校生徒に配るお知らせの印刷物などは「授業での使用」に該当しませんので、ご注意ください。
中日新聞・東京新聞記事検索データベース	○	○	SARTRASに補償金をお支払いいただいているということでしたら、授業内で電子送付することは可能です。ただ、その当該サイトにて記事を蓄積されるのはNGですので、授業での利用が終わりましたら速やかに削除いただきますようお願いいたします。	担当教諭や生徒は、授業で使うために著作物を複製（印刷）することは、認められております。
日経テレコン21	×	○	SARTRASの対象は紙の新聞であるので、新聞を離れて独立した商用サービスである日経テレコンは対象外でありますので、利用規約にそったご利用をお願いしております。そのため、授業目的であってもシステムにアップロードして学生に配布することはNGとしています。	日経テレコンから印刷（複製）した記事等の配布はNG
毎索（毎日新聞）	○	○	第12条第1項ないし第3項の規定にかかわらず、SARTRAS（授業目的公衆送信補償金等管理協会）と契約していれば、教育機関の利用者は、教育機関の授業における利用目的に限り、著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）第1項で認められた範囲の複製および公衆送信（学生へのメール送信、オンライン授業での利用など）を行うことができます。	
ヨミダス歴史館（読売新聞）	○	○	2023年度より利用規約が改定となり、SARTRASに加盟しているお客様は、教育機関の授業における利用目的に限り、お認めしております。	